

税務トレンド
四季報

第53回

マンションの市場価格と相続税
評価額のかい離是正へ

自民、公明両党は、12月16日、
2023年度の与党税制改正大
綱を決定しました。その中で、
税制改正大綱の基本的考え方の
中に、円滑適正なマンションの
相続税評価について検討すると
の記載があります。今年中に必
ず改正されると思いますので対
策が必要です。

マンションについては、市場
での売買価格と通達に基づく相
続税評価額が大きくかい離し
ているケースが、下記2.のよ
うに見られます。現状を放置す
れば、マンションの相続税評価
額が市場価格を大幅に下まわる
ので、納税者にとって有利な相
続税評価で申告をします。この
ため、相続税におけるマンション
の評価方法については、相続
税法の時価主義のもと、市場価
格とのかい離の実態を踏まえ、
適正化を検討します。

2. 市場価格と相続税評価額の かい離

マンション(一室)の相続税評
価額と区分所有建物の評価額(①
+敷地(敷地権)の評価額(②))
①区分所有建物の評価額・建物の
固定資産税評価額(1棟全体
の評価額を専有面積の割合で
按分して各戸の評価額を算
定) × 1.0
②敷地(敷地権)の評価額・敷地
全体の評価額(路線価又は倍率
方式評価) × 共有持分(敷地
権割合)

3. 昨年4月の最高裁判決以降

こうしたケースで争われた、
昨年4月の最高裁判決(国側勝
訴)以後、マンションの評価額
のかい離に対する批判の高まり

の見直しが予定されていますが、
いつからの適用となるかを考え
ると、早急にタワーマンション
の贈与等を検討してください。
ただし、贈与に伴う諸費用が
掛かりますので、その点を踏ま
えた対策が必要となります。
土地建物を贈与すると、登記
の時に登録免許税、司法書士費
用、その数か月後に納税通知さ
れる不動産取得税などの費用が
かかります。その費用は少なく
ありませんので留意する必要が
あります。

(税理士 光廣
昌史)

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ
光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
TEL 082-294-5000 FAX 082-294-5007
お申込みはHPから
URL / <https://www.office-m.co.jp/>



第141回 DEPSセミナー テーマ『令和5年度 税制改正について』

令和5年度税制改正は、企業支援やDX対応などが中心と見られています。しかし、相続税と贈与税の在り方についても「贈与税制の見直し」が現実となっていました。ここ数年では大きな改正となりそうな気配も出てきた今回の税制改正について解説いたします。

◆日 時 令和5年2月16日(木)13:30~16:30(予定)

◆受講料 お一人様2,000円(税込)

◆講 師 税理士 光廣 昌史・中山 昌史

◆お問合せ 株式会社 DEPS

TEL 082-296-5080

◆会 場 原則オンライン配信となります

※ご来場による参加は10名程度まで受け付けています。

会場開催にあたっては、換気の実施、換気対策やアルコール消毒液の設置、人数制限を設ける等の感染対策を実施いたします。

(広島市中区寺町5-15 広島城南リバーサイドB.L.D. 12階空席)

線価等に基づく相続税評価額で
はなく鑑定価格等による時価で
評価し直して課税処分をされる
というケースも発生しています。

の予見可能性を確保する観点か
らも、早期にマンションの評価
に関する通達を見直すこととし
ました。

1. 従来の評価方法
相続税法では、相続等により
取得した財産の価額は「当該財
産の取得の時における時価(客
観的な交換価値)」によるものと
されており(時価主義)、その評
価方法は国税庁の通達によって
定められています。

● 現行のマンションの相続税評 価の方法

マンション(一室)の相続税評
価額と区分所有建物の評価額(①
+敷地(敷地権)の評価額(②))

①区分所有建物の評価額・建物の
固定資産税評価額(1棟全体
の評価額を専有面積の割合で
按分して各戸の評価額を算
定) × 1.0

【市場価格と相続税評価額のかい離の事例】

所在地	総階数	築年数	市場価格	かい離率
			所在階数	
東京都	43階	9年	11,900万円	3.20倍
	23階	67.17m ²	3,720万円	
福岡県	9階	22年	3,500万円	2.36倍
	9階	78.20m ²	1,483万円	
広島県	10階	6年	2,240万円	2.34倍
	8階	71.59m ²	954万円	

4. 見直しの時期
このため、かい離の実態把握
とその要因分析を的確に行つた
上で、租税法学者、不動産鑑定
士、不動産業界の関係者などの
意見も丁寧に聴取しながら、通
達改正を検討していくこととな
ります。

5. 対応

タワーマンションなどの評価
の見直しが予定されていますが、

いつからの適用となるかを考え
ると、早急にタワーマンション
の贈与等を検討してください。

ただし、贈与に伴う諸費用が
掛かりますので、その点を踏ま
えた対策が必要となります。

土地建物を贈与すると、登記
の時に登録免許税、司法書士費
用、その数か月後に納税通知さ
れる不動産取得税などの費用が
かかります。その費用は少なく
ありませんので留意する必要が
あります。